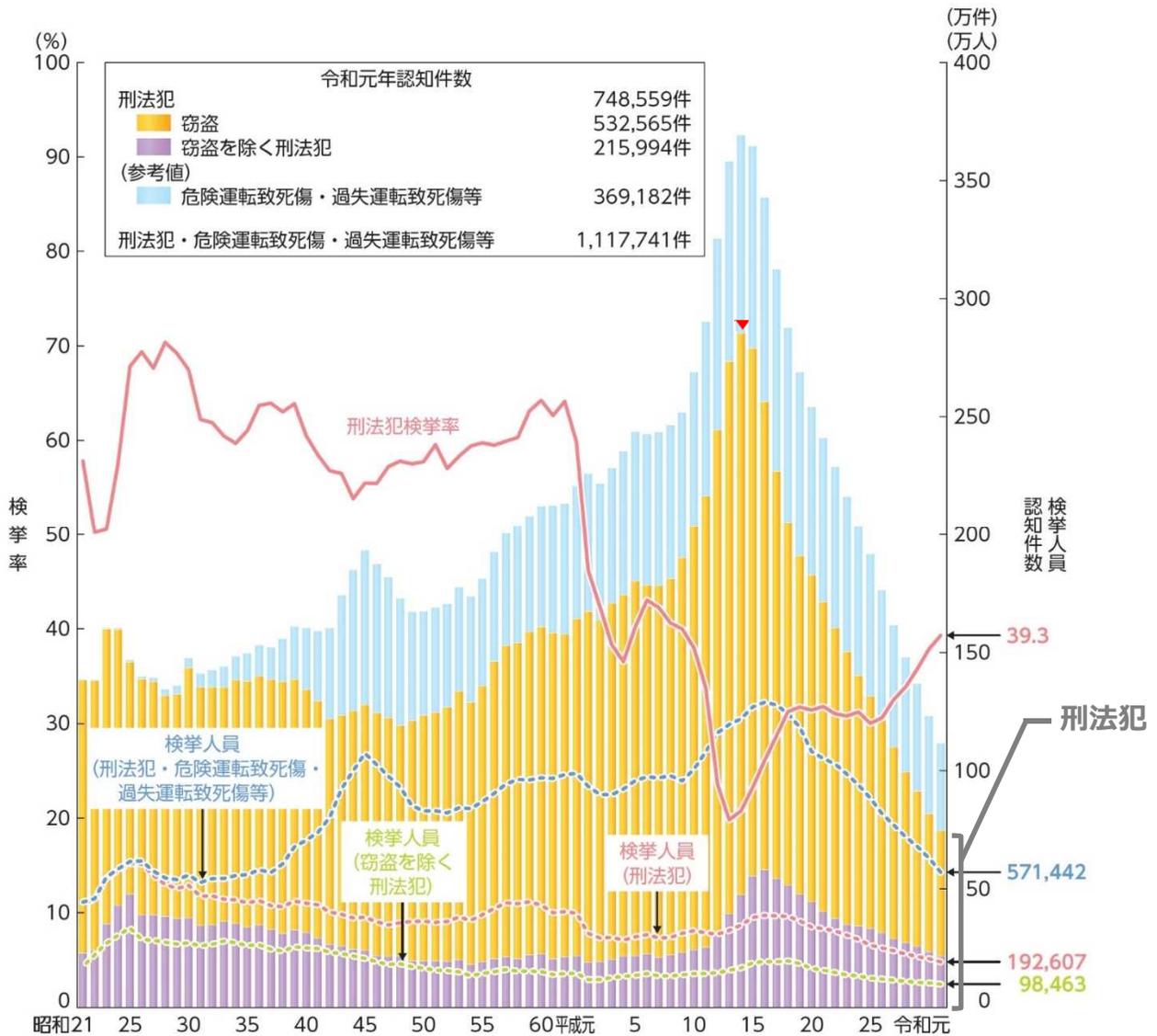


令和2年版 犯罪白書の概要

▶ 刑法犯 認知件数・検挙人員・検挙率の推移



刑法犯の動向

刑法犯の認知件数は、平成14年(285万4,061件)をピークに17年連続で減少
令和元年(前年比8.4%減)も戦後最少を更新

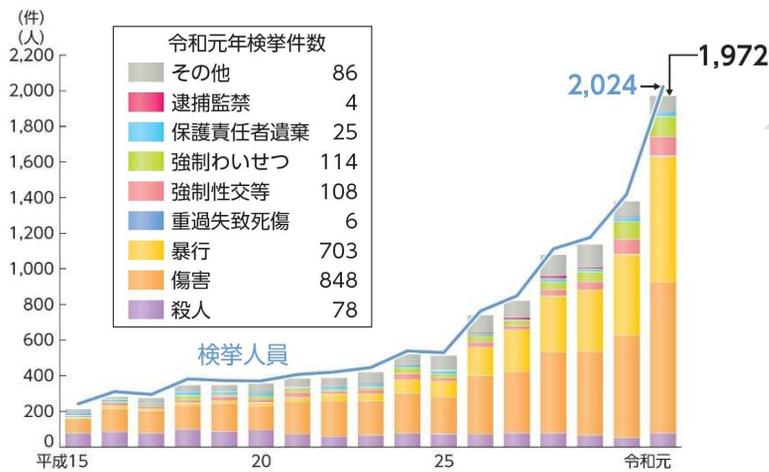
窃盗 平成15年以降、減少。令和元年(前年比8.5%減)も戦後最少を更新
刑法犯の認知件数の7割以上を占める

詐欺 認知件数 3万2,207件(前年比16.4%減)。平成30年以降、減少
特殊詐欺 認知件数 1万6,851件(前年比5.6%減)
※うちキャッシュカード詐欺盗 3,777件(前年比180.2%増)
被害総額 約196億円(前年比32.9%減)

粗暴犯 傷害: 認知件数 2万1,188件(前年比5.9%減)。平成16年以降、減少傾向
暴行: 認知件数 3万 276件(前年比3.5%減)。平成18年以降、高止まり

性犯罪 強制性交等: 認知件数 1,405件(前年比7.5%増)。平成29年以降、増加
強制わいせつ: 認知件数 4,900件(前年比8.2%減)。平成26年以降、減少

児童虐待に係る事件 検挙件数・検挙人員の推移（罪名別）



児童虐待

検挙件数

平成26年以降、大きく増加
令和元年（前年比42.9%増）は、平成15年の約9.3倍

罪名別 傷害や暴行が顕著に増加

加害者（検挙人員）

父親等の割合が71.5%
殺人・保護責任者遺棄では、母親等の割合が78.0%・68.8%

児童買春・児童ポルノ禁止法違反の

検察庁新規受理人員 令和元年は3,397人
平成11年の同法施行後、増加傾向
令和元年は前年から5.0%減少

配偶者間暴力

配偶者暴力防止法違反（検挙件数）平成27年以降、減少傾向。令和元年は71件（前年と同じ）

他法令（検挙件数）令和元年は9,090件。平成22年の約3.9倍

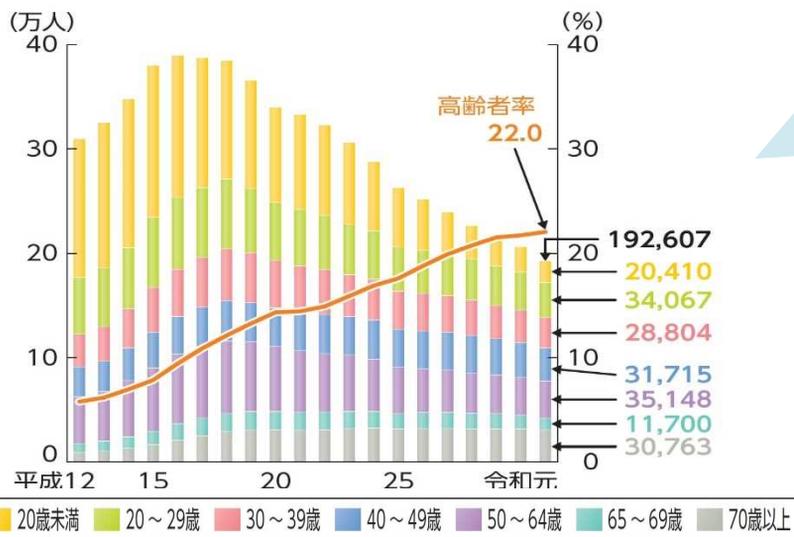
被害者 令和元年は総数の約8割が女性。被害者と加害者の関係では、婚姻関係が全体の75.6%

ストーカー犯罪

ストーカー規制法違反（検挙件数）平成30年から2年連続で減少。令和元年は864件（平成23年の約4.2倍）

他法令（検挙件数）平成29年以降、3年連続で減少。令和元年は1,491件（平成23年の約1.9倍）

刑法犯 検挙人員（年齢層別）・高齢者率の推移



高齢者犯罪

高齢者の刑法犯検挙人員

令和元年は前年比5.1%減
平成20年をピークに高止まり。28年以降、減少傾向
70歳以上の者は72.4%

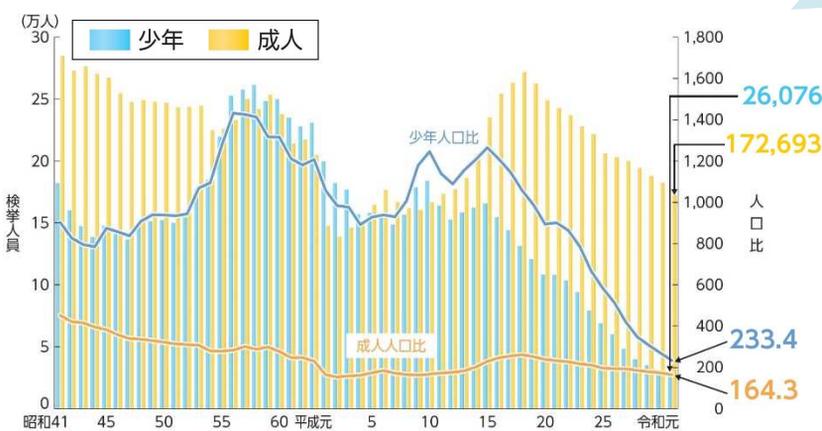
女性高齢者の刑法犯検挙人員

令和元年は1万3,586人（前年比7.0%減）
70歳以上の者は79.9%
高齢者率33.7%

罪名別

全年齢層に比べて、窃盗の割合が高い
特に、女性は約9割が窃盗（その大部分が万引き）

少年による刑法犯 検挙人員・人口比の推移



少年による刑法犯

検挙人員 平成16年以降、減少。令和元年は2万6,076人（前年比14.4%減）

人口比 検挙人員と同様に低下傾向
（令和元年はピークである昭和56年の約6分の1）。成人人口比に比して高いが、その差は減少傾向

年齢層別動向 昭和41年以降、初めて年少少年の人口比が中間少年及び年長少年の人口比を下回った。

※ 令和元年検挙人員（人口比）

年長少年：6,430人（264.6）

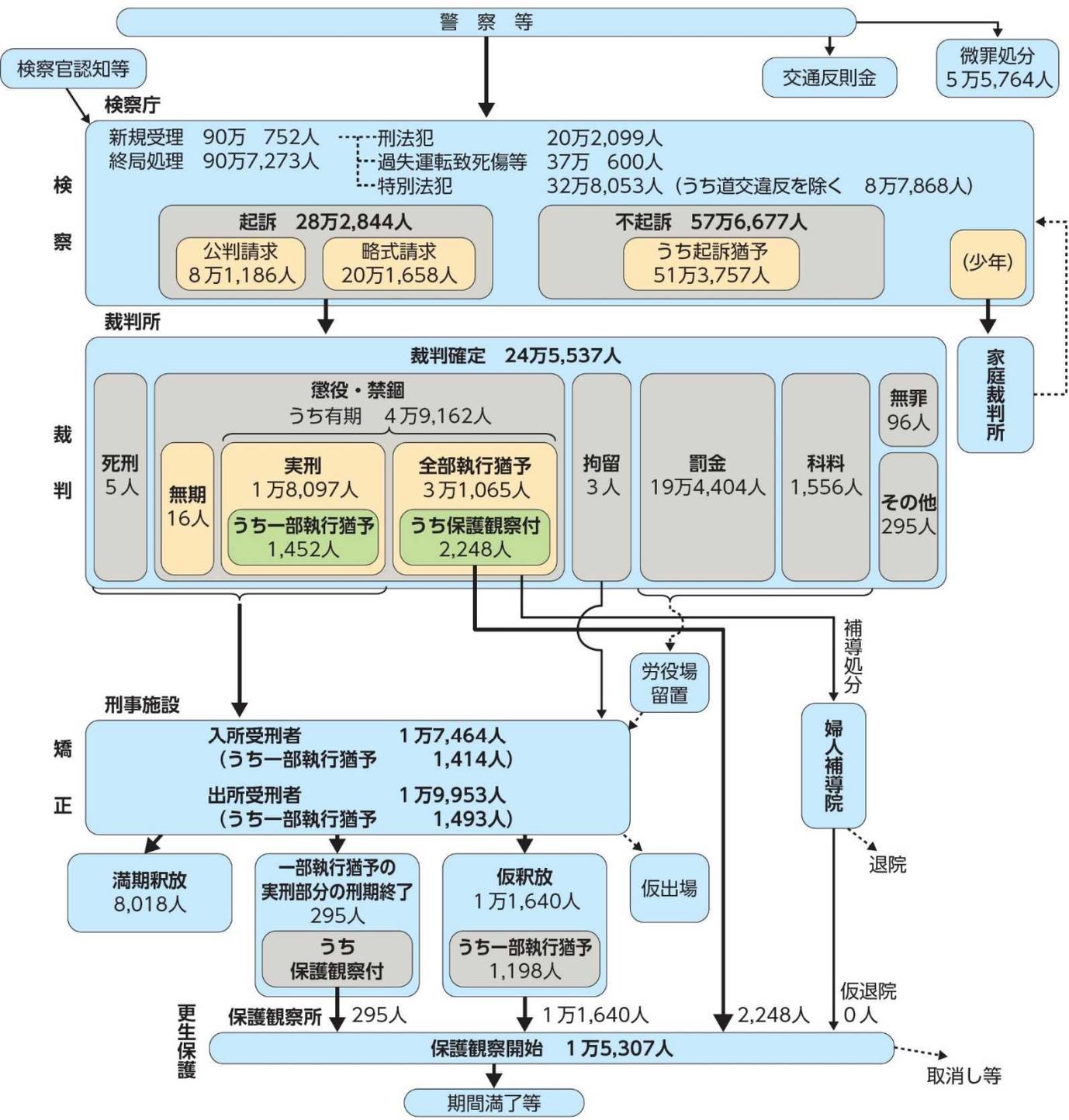
中間少年：8,213人（359.6）

年少少年：5,271人（242.5）

触法少年：6,162人（143.9）

犯罪者処遇の概要

(令和元年)



[裁判]

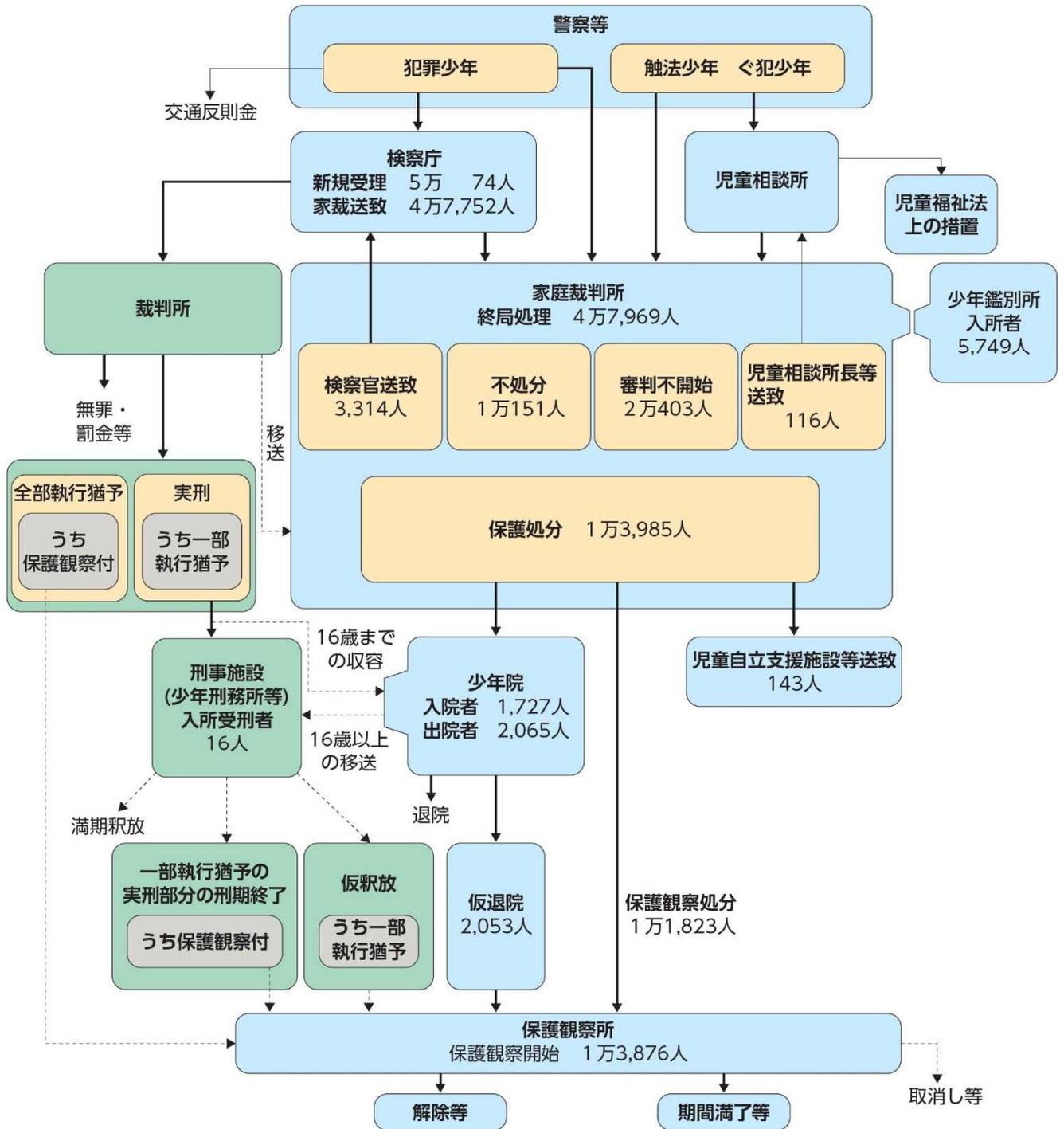
- ・ 裁判確定人員 前年比11.0%減 (最近10年でおおむね半減)
- ・ 裁判員裁判 第一審判決人員 1,001人
- ・ 全部執行猶予者の保護観察率 7.2% (前年比0.6pt低下)

[矯正・更生保護]

- ・ 入所受刑者人員 前年比4.4%減 (戦後最少を更新)
- ・ 刑事施設の年末収容人員 (受刑者) 4万1,867人 (前年末比5.2%減)
収容率 (既決) 60.6% (前年末比2.7pt低下) 女性は, 71.0%
- ・ 仮釈放率 58.3% (前年比0.1pt低下)

非行少年処遇の概要

(令和元年)



[検挙人員]

- ・ **刑犯** 2万6,076人 (前年比14.4%減。平成16年以降, 減少し続ける)
窃盗が1万4,906人と最も多い
特殊詐欺による検挙人員は619人
- ・ **特別法犯** 4,557人 (前年比4.7%増)
軽犯罪法違反が最も多い (967人)

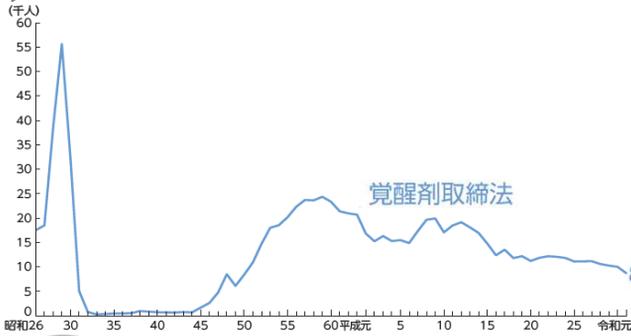
[少年院入院者] 1,727人 (前年比18.1%減。平成13年以降, 減少傾向) うち女子133人
年少 (16歳未満) 10.7% 中間 (16歳以上18歳未満) 36.0%
年長 (18歳以上) 53.3%

特集 薬物犯罪

薬物犯罪・非行の動向

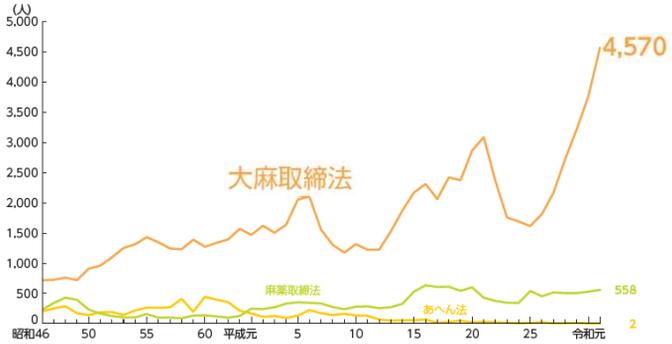
検挙・取締り

▶ 検挙人員の推移



覚醒剤

平成13年以降、**減少傾向**
令和元年は、**44年ぶりに1万人を下回る**（前年比13.0%減）



大麻

平成26年以降、**急増**
令和元年は、昭和46年以降、**初めて4,000人を超える**（前年比21.5%増）

薬物の押収量 (令和元年)

覚醒剤・コカインの押収量は、平成元年以降、**最多**

密輸入事犯 (令和元年)

覚醒剤の密輸入事犯の摘発件数は、前年の**約2.5倍に急増**

- 違法薬物の流通量の減少が肝要
- 水際対策の徹底が重要
 - ・ 関係機関との連携
 - ・ 国際協力の活用 等

検察

覚醒剤

起訴率：**75.7%**
起訴猶予率：**9.1%**

大麻

起訴率：**50.6%**
起訴猶予率：**35.7%**

麻薬

起訴率：**59.9%**
起訴猶予率：**19.2%**

【参考】道交違反を除く特別法犯全体
起訴率：49.3% 起訴猶予率：45.4%

注1 「起訴率」は、 $\frac{\text{起訴人員}}{\text{起訴人員} + \text{不起訴人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比

注2 「起訴猶予率」は、 $\frac{\text{起訴猶予人員}}{\text{起訴人員} + \text{起訴猶予人員}} \times 100$ の計算式で得た百分比

裁判

▶ 地方裁判所における有期刑（懲役）科刑状況別構成比

覚醒剤



大麻

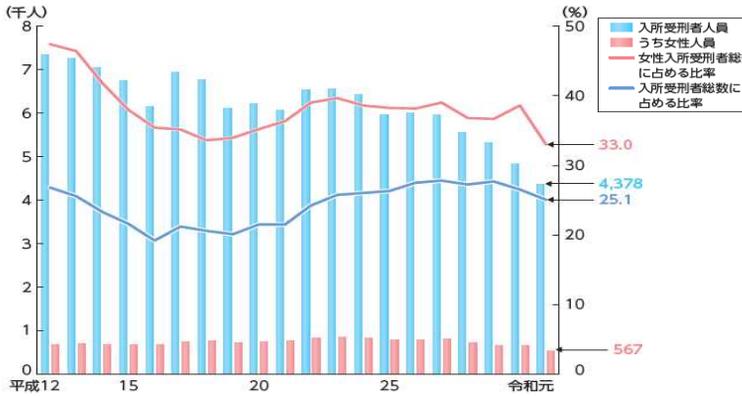


矯正・更生保護における処遇に至らない者（起訴猶予処分・単純執行猶予（保護観察の付かない全部執行猶予）判決を受けた者）が一定数存在
⇒ **刑事処分の早い段階での対応が必要**

- これらの者に対する**社会復帰支援（入口支援）の充実が重要**
- 個別の事案に鑑み、求刑において、**保護観察に付するよう積極的に求める** など

矯正

覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員等の推移



入所受刑者

入所受刑者：増減を繰り返しながらも、**減少傾向**。令和元年は、4,378人（前年比471人減）。うち、一部執行猶予受刑者は、1,275人（前年比119人減）

入所受刑者総数に占める比率：20%台で推移。一方、**女性入所受刑者に占める比率**は30～40%台で推移

更生保護

覚醒剤取締法違反 保護観察開始人員・全部執行猶予者の保護観察率の推移

仮釈放

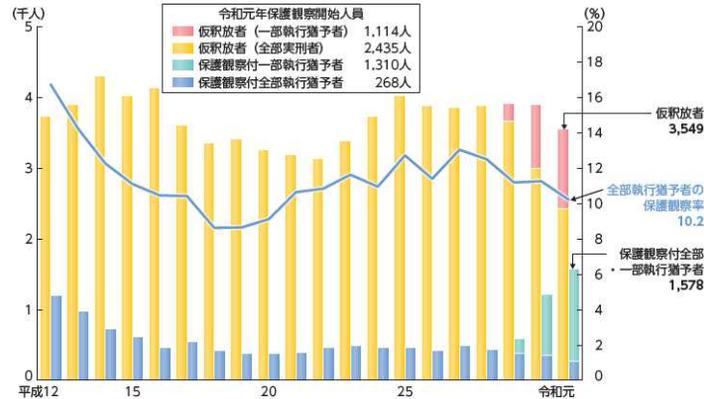
仮釈放率：令和元年は、平成12年以降、**最も高い65.9%**。出所受刑者全体と比べて7.5pt高い

保護観察

開始人員：平成22年以降、**増加傾向**

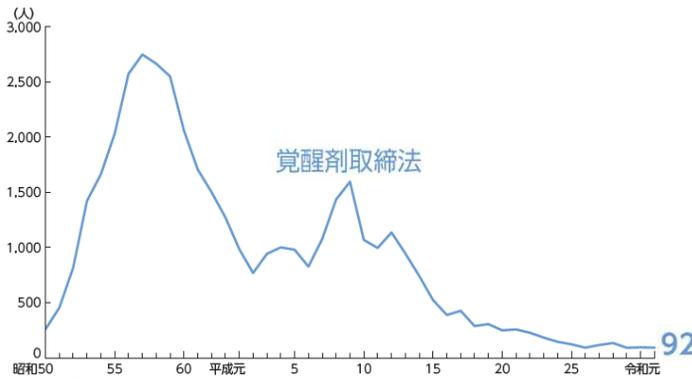
保護観察付一部執行猶予者：制度開始翌年の平成29年以降、増加し続け、令和元年は、**前年比52.0%増**

一部執行猶予者の保護観察率：令和元年は、**100.0%**

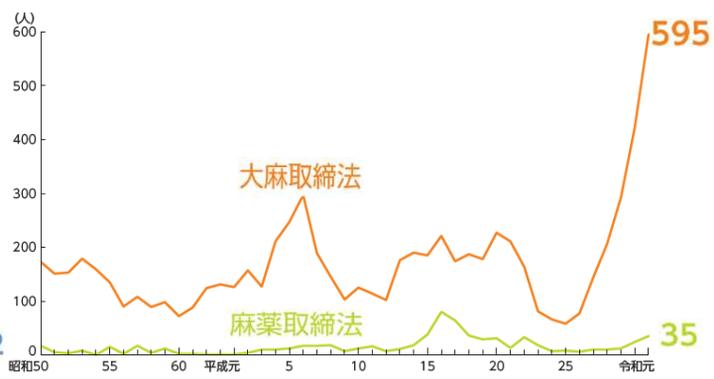


少年の薬物非行

少年による覚醒剤取締法違反等 検挙人員の推移（罪名別）



覚醒剤：平成10年以降、**減少傾向**。検挙人員の**女子比**は、40～60%台で推移



大麻 麻薬：大麻：平成26年から6年連続で**増加し**、令和元年は**前年比41.0%増**。麻薬：昭和50年以降、**おおむね横ばい**

薬物非行による少年保護事件 終局処理人員の処理区分別構成比（罪名別）



若年層が薬物の影響を誤解して使用を開始している可能性

● 薬物の害悪や薬物使用の弊害について正確な情報を提供するため、**広報啓発活動の充実強化が必要**

再犯・再非行

再犯者率

▶ 成人検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移



覚醒剤

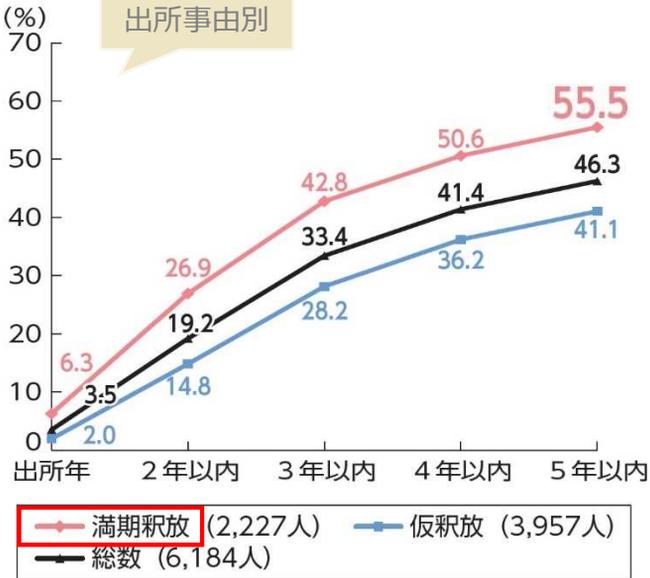
同一罪名再犯者率は、近年**上昇傾向**
令和元年は、平成12年より**14.5pt**
上昇

大麻

同一罪名再犯者率は、平成27年以降、
おおむね横ばい
令和元年は、前年より**1.2pt**低下

再入率

▶ 覚醒剤取締法違反 出所受刑者（平成27年出所）の5年以内再入率



出所受刑者

出所受刑者全体と比べて、5年以内・10年以内再入率が高い（満期釈放・仮釈放のいずれも）

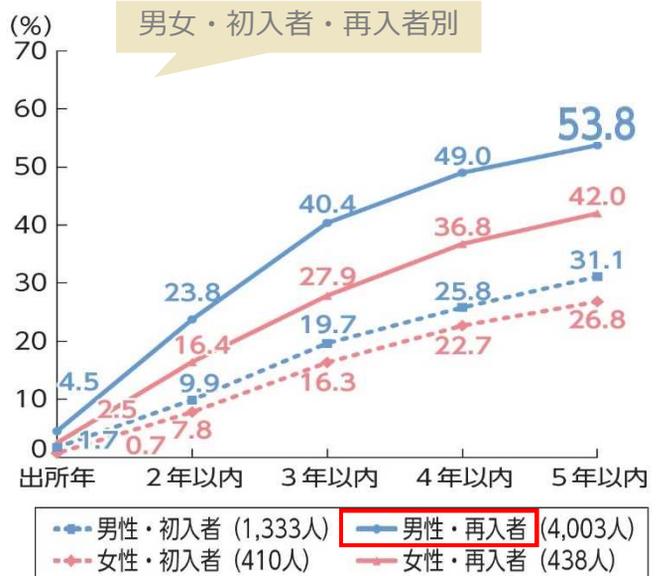
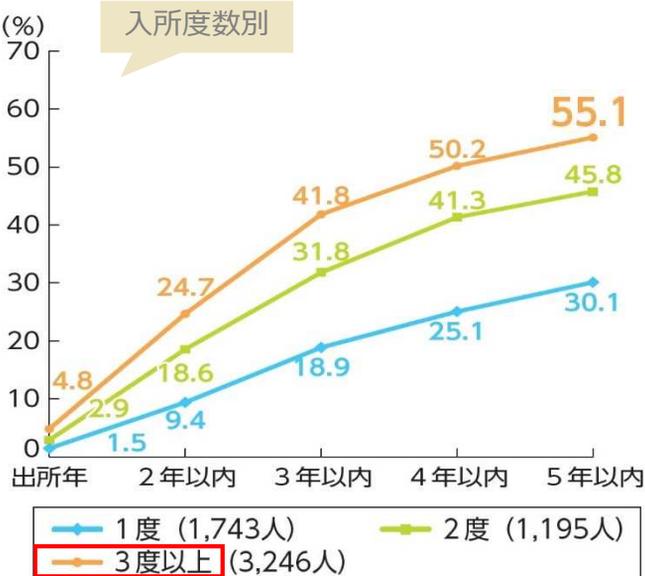
各年の再入所者の再入罪名は、**約8割**が覚醒剤取締法違反

【再入率の高い類型】

出所事由：**満期釈放**

入所度数：**3度以上**

男女・初入者・再入者：**男性・再入者**



検察

- **入口支援** 例：地方公共団体と地方検察庁との連携による薬物事犯者に対する社会復帰支援の取組

矯正

● 特別改善指導・特定生活指導

- **薬物依存離脱指導**【刑事施設】
 - ・平成28年度、**標準プログラムを3種類に複線化**
 - 以後、受講開始人員は**1万人前後**で推移
 - ・受刑者個々の問題性やリスク等に応じ、各種プログラムを組み合わせる実施
 - ・出所後の処遇等への効果的なつなぎを重視
- **薬物非行防止指導**【少年院】
重点指導施設として**11庁**が指定

処遇情報の引継ぎ等

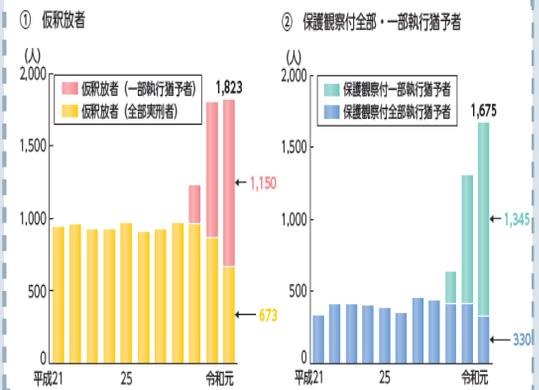
● 保護観察等

- **薬物処遇ユニット**
薬物依存に関する専門的知見に基づき、専門的な処遇を集中して実施
- **類型別処遇**
薬物犯罪の保護観察対象者に共通する問題性等に焦点を当てた効率的な処遇
- **薬物再乱用防止プログラム**
 - ・特別遵守事項で義務付け
教育課程＋簡易薬物検出検査
 - ・精神保健福祉センター等のプログラムや民間支援団体につながる仕組み
- **治療や回復支援を行う機関等との緊密な連携**
 - ・医療・援助を受けることの指示、治療状況等の把握や必要な協議
 - ・薬物依存回復訓練の委託等

更生保護

- **生活環境の調整等** ※ 矯正施設入所中から実施
- **薬物犯罪特有の問題性に焦点を当てた調査（アセスメント）**【地方更生保護委員会】
- **保護観察所が行う生活環境の調整への指導・助言・連絡調整**【地方更生保護委員会】
- **出所・出院後の生活環境の調整**【保護観察所】
 - ・帰住予定地（家族のほか、更生保護施設（薬物処遇重点実施施設や薬物中間処遇実施施設）や自立準備ホーム（ダルク等））の調整
 - ・必要な治療・支援を受けられるよう関係機関等と連携
 - ・家族支援

▶ 薬物再乱用防止プログラムによる処遇の開始人員の推移



保護観察終了後も継続的に治療・支援機関につながることを後押し

治療・支援機関

- **医療機関** 入院治療、外来医療（専門プログラムの実施）を行う**専門病院**等
- **相談機関** 依存症の家族の相談を含めた幅広い相談に応じる**精神保健福祉センター・保健所**等
- **回復支援施設** 依存症者が入所・通所し、依存症からの回復を目指す**ダルク**等
- **自助グループ** 依存症の当事者が公民館等でミーティングを行い、依存症からの回復を目指す**NA**等
- **家族会等** 依存症者の家族が互いに支え合う自助的な会

- 継続的かつシームレスな処遇・支援のための**多機関連携の一層の充実**
- 刑事司法手続終了後も見据えた**施設内・社会内処遇**，治療・支援の**連携強化**
- 支援につながりやすくなるような**情報提供・動機付け・連携方法の更なる工夫**

薬物依存者及びその家族に対するシームレスな処遇・支援

特別調査 – 薬物事犯者の特徴 –

調査の概要

- 平成29年7月～8月（女性のみ+3か月）
- 新たに入所した受刑者 699名（男性462人、女性237人）
判決罪名に覚醒剤取締法違反を含み、覚醒剤の自己使用経験がある者

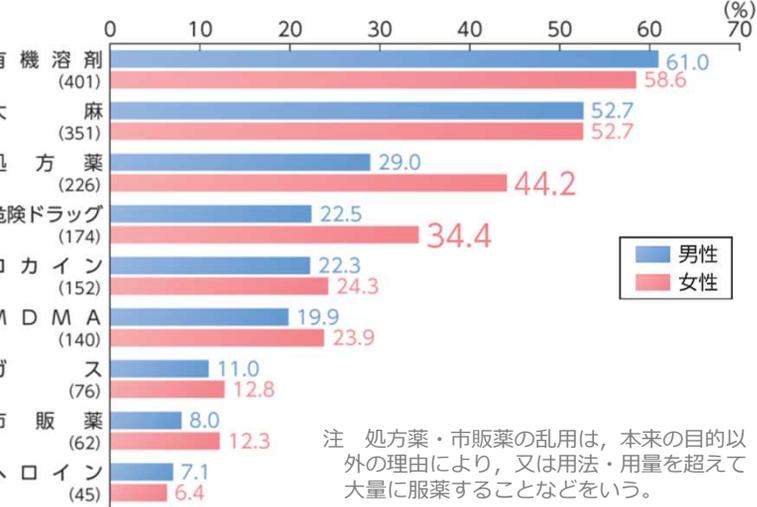
薬物の乱用状況等

1月当たりの覚醒剤使用日数別構成比（直近1年間）



注 今回受刑するに至った事件による身柄拘束直前の1年間が対象。

薬物乱用の生涯経験率（種類別、男女別）



注 処方薬・市販薬の乱用は、本来の目的以外の理由により、又は用法・用量を超えて大量に服薬することなどをいう。

薬物依存の重症度別構成比



<必要な対応（目安）>

- 軽度：簡易的なカウンセリング
- 中度：外来治療
- 相当程度・重度：集中治療

違法薬物入手のための犯罪の経験の有無別構成比



基本的な特徴

- 再入者：74.1%（前刑罪名＝覚醒剤取締法違反：81.8%）
- 保護処分歴あり：約3分の1（男性4割強、女性2割強）
- 調査対象事件（覚醒剤の入手先）
知人31.6%が最も高い
(配偶者・交際相手：男性0.7% < 女性20.6%)

覚醒剤の使用日数（1月当たり）

- 5日以下の者：約6割
- 16日以上の方：約2割

薬物乱用の生涯経験率

- ① 有機溶剤（男性61.0%、女性58.6%）
 - ② 大麻（男性52.7%、女性52.7%）
 - ③ 処方薬（男性29.0% < 女性44.2%）
- ※ 危険ドラッグ（男性22.5% < 女性34.4%）

薬物の乱用開始年齢

- 何らかの薬物乱用の開始年齢（平均）
18.7歳（男女共）
- 経験者のうち20歳未満で乱用を始めた者の割合
 - ① 有機溶剤（男性97.4%、女性99.2%）
 - ② ガス（男性87.0%、女性92.9%）
 ※ 覚醒剤（男性35.1% < 女性47.4%）
大麻（男性48.0%、女性49.6%）

薬物の乱用期間（5年以上の割合）

- ① 覚醒剤（男性91.9%、女性92.3%）
- ② 処方薬（男性63.6% < 女性75.0%）

薬物依存の重症度

- 集中治療の対象の目安となる群：5割近く

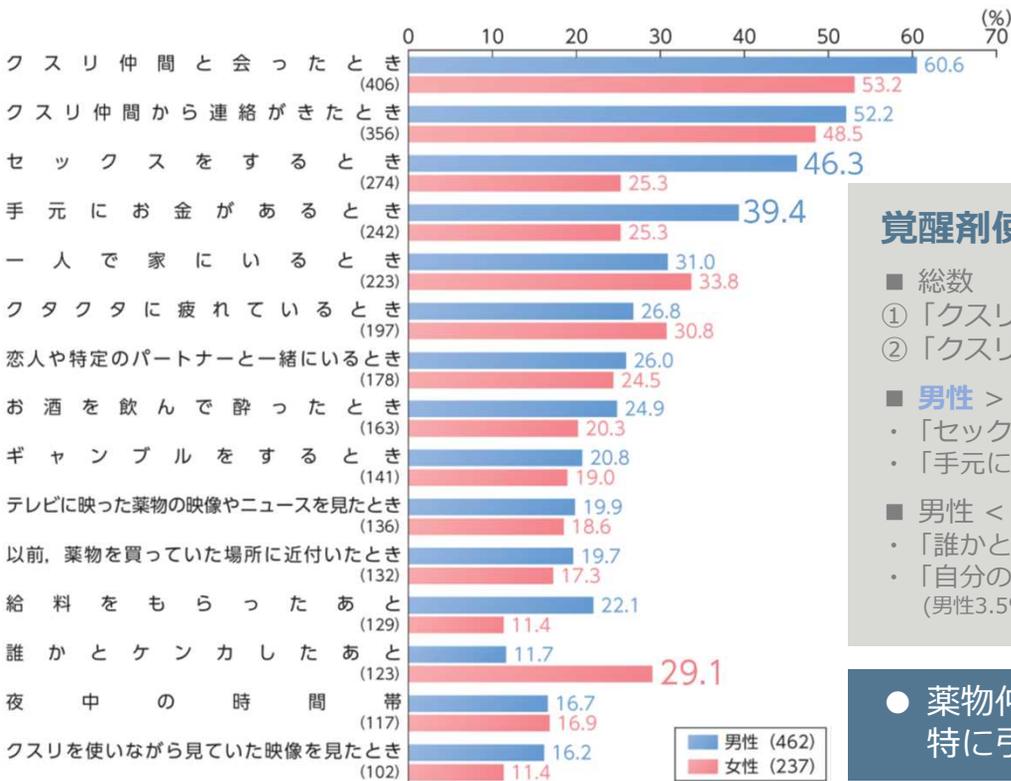
- 薬物乱用の問題は相当に深刻
- 早い段階からの介入の必要性

他の犯罪との関連

- 違法薬物入手のための犯罪経験あり：23.5%
(男性>女性)
- 違法薬物影響下での犯罪経験あり：6.5%
※ 薬物犯罪・交通事故を除く
- 薬物乱用下での交通犯罪 ※ 差が顕著な項目
運 転：初入者69.9% < 再入者78.7%
無免許運転：初入者17.1% < 再入者32.2%

- 更なる犯罪につながる可能性

覚醒剤を使用しなくなった場面 (男女別)



注1 各項目に該当した者の比率。
 2 重複計上による。
 3 上位15項目を掲載。

覚醒剤使用の外的な引き金

■ 総数

- ① 「クスリ仲間と会ったとき」
- ② 「クスリ仲間から連絡がきたとき」

■ 男性 > 女性 ※ 差が顕著な項目

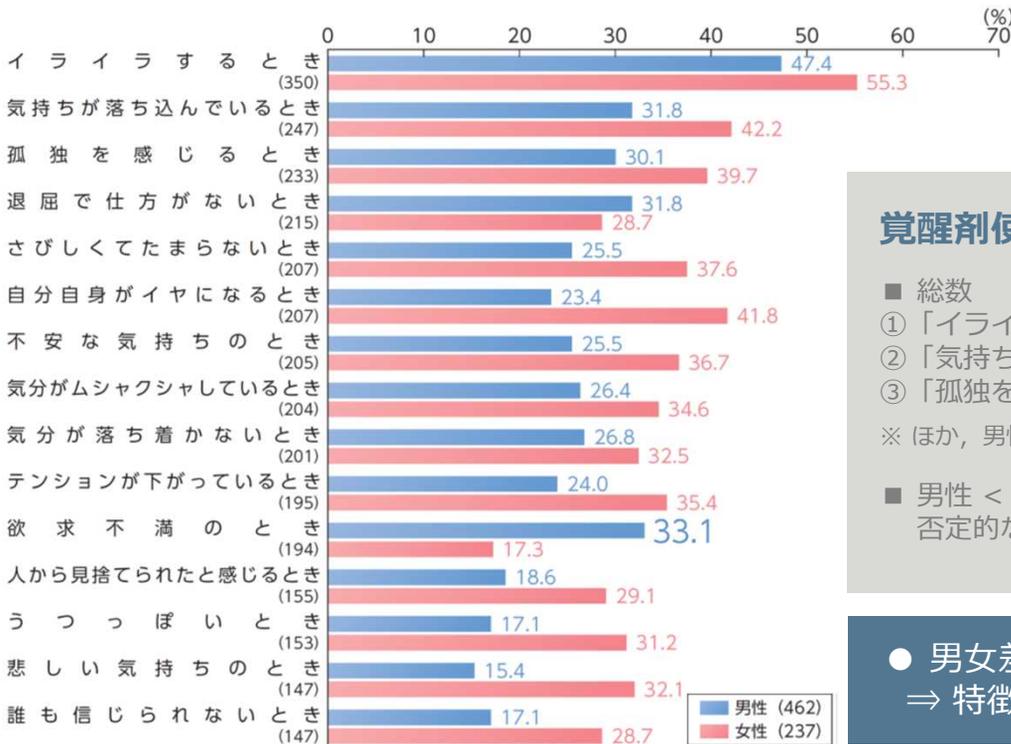
- ・ 「セックスをするとき」
- ・ 「手元にお金があるとき」 等

■ 男性 < 女性 ※ 差が顕著な項目

- ・ 「誰かとケンカしたあと」
- ・ 「自分の体型が気になるとき」 等
(男性3.5%, 女性31.2%)

- 薬物仲間との接触等特に引き金になりやすい

覚醒剤を使用しなくなったときの感情等 (男女別)



注1 各項目に該当した者の比率。
 2 重複計上による。
 3 上位15項目を掲載。

覚醒剤使用の内的な引き金

■ 総数

- ① 「イライラするとき」
- ② 「気持ちが落ち込んでいるとき」
- ③ 「孤独を感じる時」

※ ほかに、男性の上位項目「欲求不満のとき」

■ 男性 < 女性 ※ 差が顕著な項目

否定的な感情等を表す多くの項目

- 男女差のある項目が多数 ⇒ 特徴を踏まえた指導・支援へ

アルコール・ギャンブルの問題

アルコール

- 飲酒経験あり：93.8%
- うち、有害なアルコール使用が疑われる者：39.3%
- ※ 初入者・再入者共に同程度の割合

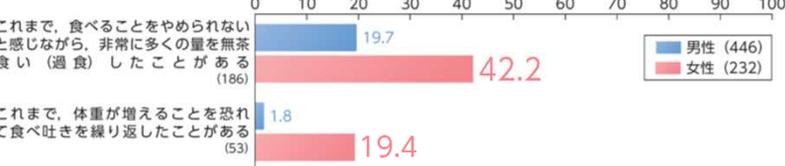
ギャンブル

- ギャンブル経験あり：84.5%
- うち、ギャンブル依存の疑いがある者：45.0%
- ※ 初入者・再入者共に同程度の割合

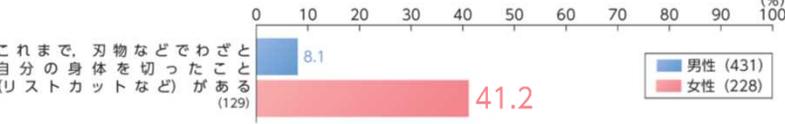
男女差への着目

食行動の問題・自傷行為・自殺念慮・DV被害の経験率 (男女別)

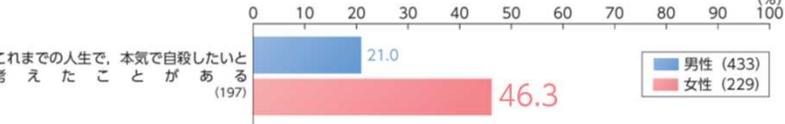
① 食行動の問題



② 自傷行為



③ 自殺念慮



④ DV被害



注 重複計上による。

薬物依存の重症度

■ 「相当程度」以上の割合：男性 < **女性**
 ※ 集中治療の対象の目安とされる群

食行動の問題等

■ 左図の全ての項目：男性 < **女性**

小児期の逆境体験

- ① 親との離死別 (男性51.2% < **女性57.9%**)
- ② 精神的な暴力 (男性23.3% < **女性48.2%**)
- ③ 身体的な暴力 (男性27.6% < **女性39.0%**)

※ 全12項目で**女性**の経験率が高い。

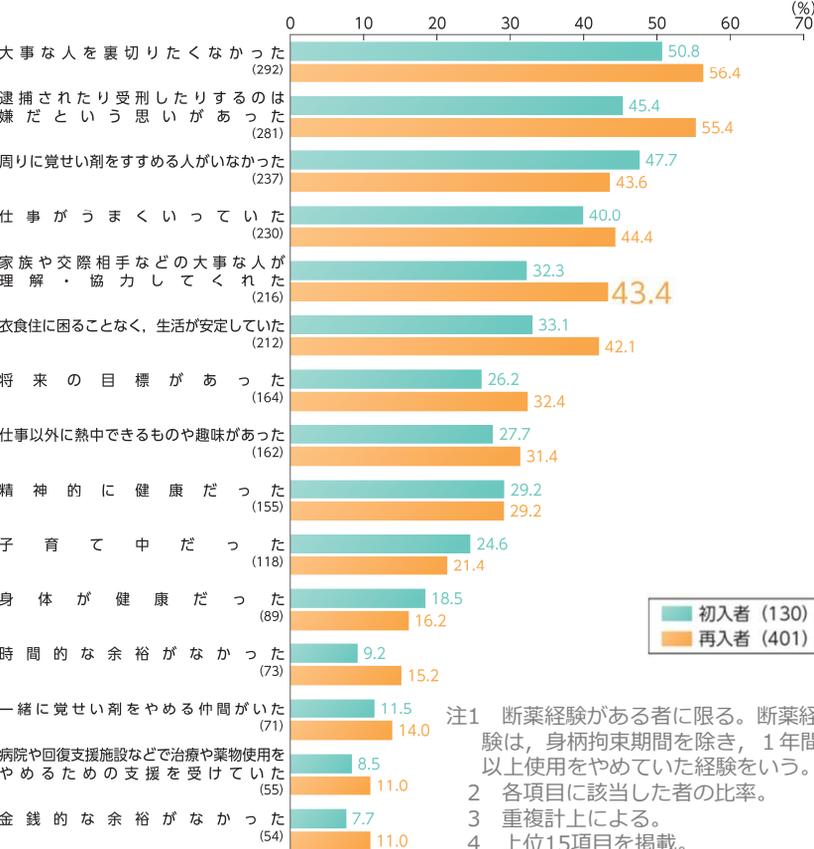
精神疾患・慢性疾患

- 罹患率：いずれも男性 < **女性**
- ・ 精神疾患：男性8.6%、女性40.2%
- ・ 慢性疾患：男性10.5%、女性17.2%

● 女性の覚醒剤事犯者
 多角的かつ慎重な介入が必要

初入者・再入者の違いへの着目

覚醒剤を断薬した理由



注1 断薬経験がある者に限る。断薬経験は、身柄拘束期間を除き、1年間以上使用をやめていた経験をいう。
 2 各項目に該当した者の比率。
 3 重複計上による。
 4 上位15項目を掲載。

薬物依存の重症度

■ 「相当程度」以上の割合
 初入者：4割近く 再入者：5割近く

覚醒剤使用によるデメリット

■ 初入者 < **再入者** ※ 差が顕著な項目
 「周囲からの信頼を失った」
 「家族との人間関係が悪化した」等

断薬経験 (覚醒剤)

■ 断薬経験がある者の割合
 初入者：80.2% 再入者：83.0%

断薬した理由

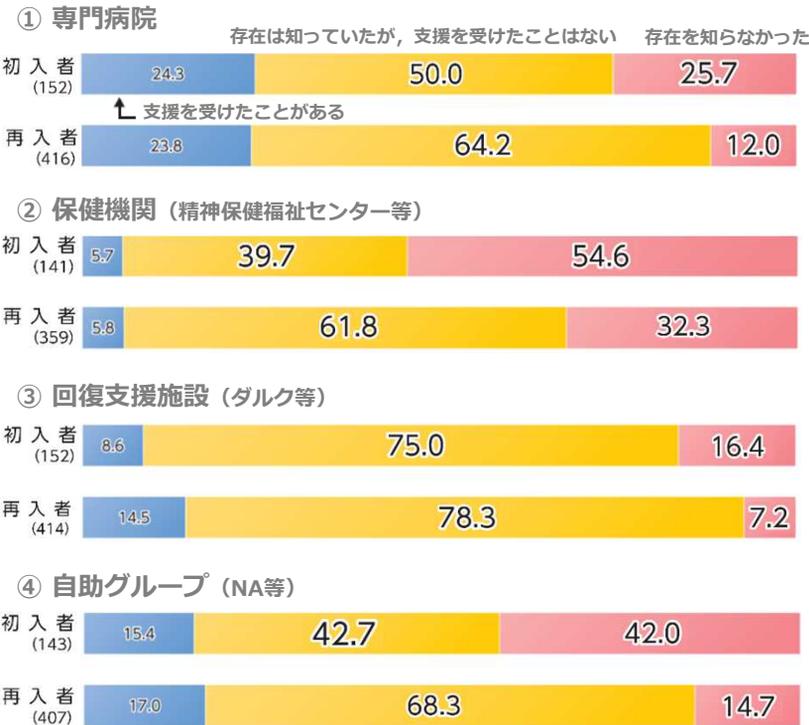
- 総数
- ① 「大事な人を裏切りたくなかった」
- ② 「逮捕されたり受刑したりするのは嫌だという思いがあった」
- 初入者 < **再入者** ※ 差が顕著な項目
 「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれた」

● 多くの初入者も治療ニーズが高い
 ● 身近な者のサポートの重要性

関係機関の支援についての経験・意識

関係機関の利用状況別構成比（関係機関別、初入者・再入者別）

注 薬物乱用に関する医療・保健機関や民間支援団体を左図の4種に分類し、調査したもの。



関係機関の利用状況

■「支援を受けたことがある」者

- ① 専門病院 : 23.9%
- ② 自助グループ : 16.5%
- ③ 回復支援施設 : 12.9%
- ④ 保健機関 : 5.8%

■「存在は知っていたが、支援を受けたことはない」者

再入者：約6～8割（各関係機関）

■「存在を知らなかった」者

初入者 > 再入者（各関係機関）

支援を受けたことがない理由

■ 総数（各関係機関の上位項目）

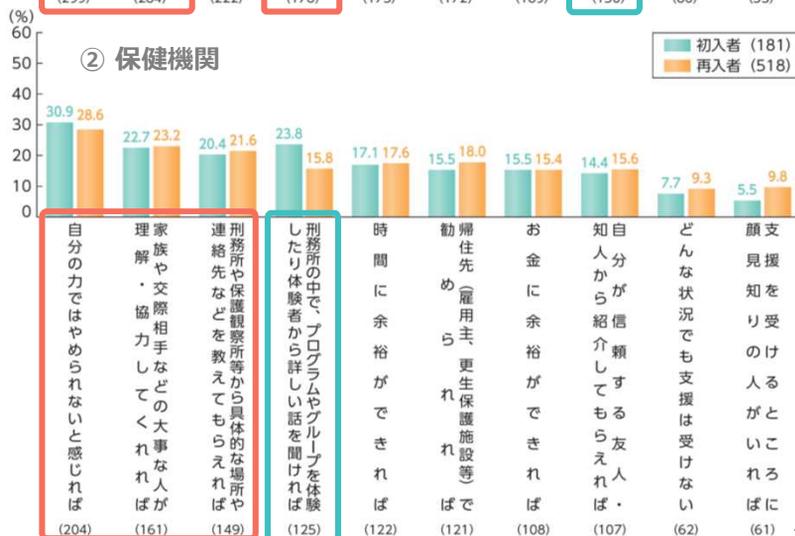
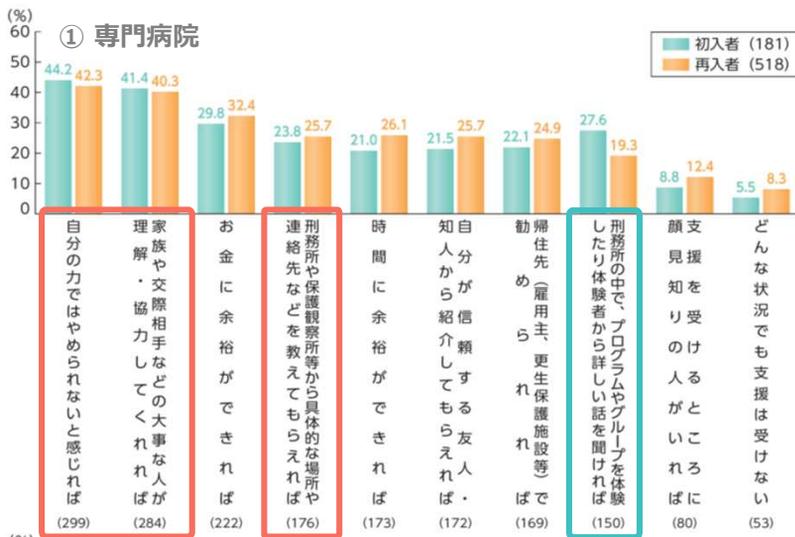
- ・「支援を受けなくても自分の力でやめられると思った」
- ・「支援を受けられる場所や連絡先を知らなかった」
- ・「支援を受けて何をやるのかよくわからなかった」

※ 回答の対象：

「存在は知っていたが、支援を受けたことはない」者

関係機関の支援を受ける気になる状況（関係機関別、初入者・再入者別）

注1 各項目に該当した者の比率。
2 重複計上による。



関係機関から受ける支援への良いイメージ

- 専門病院・保健機関（上位項目）
 - ・専門的な助言・支援を期待する項目
- 回復支援施設・自助グループ（上位項目）
 - ・仲間や支援者の獲得を期待する項目

支援を受ける気になる状況

- 総数（各関係機関の上位項目）
 - ・「自分の力ではやめられないと感じれば」
 - ・「家族や交際相手などの大事な人が理解・協力してくれれば」
 - ・「刑務所や保護観察所等から具体的な場所や連絡先などを教えてもらえれば」等
- 「刑務所の中で、プログラムやグループを体験したり体験者から詳しい話を聞ければ」
 - 専門病院・保健機関：初入者 > 再入者

- 情報提供と動機付けの重要性
 - ・ 処遇機関での情報提供に一定の成果
 - ・ 対象者の各関係機関への認識を踏まえた更なる情報提供と動機付け
- 多機関連携の強化
 - ・ 関係機関との連携方法の工夫